

毎週火、金曜日発行（但休日に当る時は翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

◇ 告示

目 次

**鳥取県告示第四百九十九号**  
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十九条第一項の規定に基づき、昭和三十九年七月四日から、倉吉市及び東伯郡羽合町の区域内の字の区域を次のとおり変更したので、同令同条第二項の規定により告示する。

昭和三十九年八月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

倉吉市大塚

大塚字深田三九二番の一つのうち、三九二番の二のうち、三九三番の二のうち、字七峯三九〇番のうち、三九一番のうち、羽合町大字田後字大河下三九八番の次一、三九八番の二、三九八番の三、三九九番の一及びこれに伴う水路の国有地の一部を字下沖に変更  
大塚字下沖三六一一番の二のうち、三六二番のうち、三六三番の二のうち、三六三番の二のうち、字七峯三八五番の二、三八六番の四、三九一番の二及びこれに伴う水路の国有地の一部を字上沖に変更

告 示

一番の四のうち、四九一番の六、四九一番の七、四九一一番の八のうち、四九一番の九のうち及びこれに伴う道路、水路の国有地の一部を字燕子池に変更

大塚字アヤメ田四三八番うち、四四四番のうち、四四五番の一のうち、字十左衛門田五九六番の一のうち、五九六番の五のうち、五九七番の一のうち、五九七番の二のうち、五九七番の四、五九七番の五、五九七番の六、五九七番の七、五九九番の一のうち、五九九番の四のうち及びこれに伴う道路、水路の国有地の一部を字ハゲ田に変更

大塚字ハゲ田四五九番の五のうち、四六〇番の一のうち、四六三番の一のうち、四六四番の一のうち、四六五番のうち、四六六番のうち及びこれに伴う水路の国有地の一部を字十左衛門田に変更

大塚字アヤメ田四三八番のうち、字ハゲ田四七〇番の一のうち、四七一番の一のうち、四七二番のうち及びこれに伴う道路、水路の国有地の一部を字広瀬に変更

大塚字中道四八六番の二、四八六番の三、四八六番の五、

一番の四のうち、三四九番のうち、三五〇番のうち、字七峯三八九番のうち、三九〇番のうち、字野嶋四〇三番の二のうち、四〇三番の三のうち及びこれに伴う水路の国有地の一部を字深田に変更

大塚字深田三九五番のうち、三九七番の二のうち、三九七番の三のうち、三九八番のうち、三九八番のうち、三九九番のうち、四〇二番のうち、字アヤメ田(但し、四三

大塚字下沖三四八番の一のうち、三四九番のうち、三五〇番のうち、字七峯三八九番のうち、三九〇番のうち、字野嶋四一一番の二のうち、三九〇番のうち及びこれに伴う水路の国有地の一部を字深田に変更

大塚字深田三九五番のうち、三九七番の一のうち、三九七番の二、三九七番の三のうち、三九八番のうち、三九九番のうち、四〇二番のうち、字アヤメ田(但し、四三

大塚字上沖三六九番の二のうち、三七〇番、三七一番のうち、字上荒神四一八番のうち、四二四番のうち、清谷字下前河原六六〇番の一、六六八番の一のうち、六六八番の五、字下沢地七五八番のうち、七五九番の一のうち、七五九番の二のうち、七六〇番のうち及びこれに伴う道路、水路堤塘の国有地の一部を字砂田に変更

大塚字砂田三六九番の一のうち、三六九番の二のうち、三七八番のうち、三八〇番の一のうち、三八一番のうち、字深田三九三番の一のうち、三九四番のうち、三九五番のうち及びこれに伴う道路、水路の国有地の一部を字七峯に変更

大塚字下沖三四八番の一のうち、三四九番のうち、三五〇番のうち、字七峯三八九番のうち、三九〇番のうち、字野嶋四一一番の二のうち、三九〇番のうち及びこれに伴う水路の国有地の一部を字砂田に変更

大塚字深田三九五番のうち、三九七番の二のうち、三九七番の三のうち、三九八番のうち、三九八番のうち、三九九番のうち、四〇二番のうち、字アヤメ田(但し、四三

大塚字アヤメ田四三八番うち、四四四番のうち、四四五番の一のうち、字十左衛門田五九六番の一のうち、五九六番の五のうち、五九七番の一のうち、五九七番の二のうち、五九七番の四、五九七番の五、五九七番の六、五九七番の七、五九九番の一のうち、五九九番の四のうち及びこれに伴う道路、水路の国有地の一部を字中道に変更

大塚字燕子池四二一八番の二のうち、四三〇番の四のうち及びこれに伴う水路の国有地の一部を字中道に変更

大塚字燕子池四二一八番の二のうち、一八〇番のうち、一九二番のうち、一九三番のうち及びこれに伴う水路の国有地の一部を字塚根に変更

清谷字塚根並びに字井尻の水路の国有地の一部を字泓ヶに変更、清谷字泓ヶ一八五番のうち、一八六番のうち、一八七番のうち、一八九番のうち、一九七番のうち、一九八番、一九九番及びこれに伴う水路の国有地の一部を字井尻に変更

清谷字甘九二六八番のうち、二六八番うち二のうち、二六八番の二のうち、二六八番の四、二六八番の五、二六九番の一のうち、二六九番の二のうち、二六九番の三、二七〇番、二七一番、二七一番の一のうち、二七一番の二

八番のうち、四三九番のうち、四四〇番のうち、四四四番のうち、四四五番の一のうち、四四九番の一のうち及び四五〇番の一のうちを除く。) 及びこれに伴う水路の国有地の一部を字野嶋に変更

大塚字七峯三八二番のうち、三八三番のうち、三八四番のうち、字深田三九五番のうち、三九六番のうち、三九七番の一のうち、字上荒神四一八番のうち、四一九番のうち、四二〇番の一のうち、字田口田全部の土地、字野嶋四一一番の一のうち、字田口田全部の土地、字野嶋四三一一番の一のうち、字燕子池四三一一番の一のうち、字アヤメ田四三八番のうち、四三九番のうち、四四〇番のうち、字広瀬四二二番の一のうち、四八三番のうち、四八四番のうち、字中道四八四番の五のうち、四九〇番の一のうち、字中道四九〇番の二のうち及びこれに伴う道路、水路の国有地の一部を字大荒神に変更

大塚字砂田三七四番のうち、三七七番合併のうち、字荒神(但し、四一八番のうち、四一九番の一のうち及び四二四番のうちを除く。)、字中道四九〇番の一のうち、四九〇番の三、四九〇番の四、四九一番の三のうち、四九

のうち、二七二番、二七三番、二七四番の一、二七六番、二七七番、字森三一三番の一のうち、三一四番の一のうち、三一五番の一のうち及びこれに伴う水路の国有地の一部を字下大石に変更

清谷字森三一三番の一のうち、字穴田三四三番の一のうち、三五一番の一のうち、三五一番の二、字四反田六三四番のうち、六三五番のうち、六三六番のうち、六三七番のうち、字大樋口三九三番のうち、三九四番の一のうち、三九四番の二、三九五番のうち、字森三九二番の一つのうち、三九二番の五のうち、三九二番の七のうち、三九二番の八のうち及びこれに伴う道路、水路の国有地の一部を字淵ノ上に変更

清谷字森三一三番の一のうち、字廿九二六八番のうち二のうち、二六八番の二のうち、二六八番の五のうち、二六九番の一のうち、二六九番の二のうち、二七一番のうち、三九二番の二のうちを字穴田に変更

清谷字穴田三四〇番の一のうち、三四〇番の四のうち及びこれに伴う水路の国有地の一部を字西谷口に変更

清谷字大石二二八番の一のうち、二三一番のうち、二三二番の二のうち、二三二番の三のうち、二三三番のうち、二三四番のうち、字穴田三四八番のうち及びこれに伴う道路の国有地の一部を字五ノ坪に変更

清谷字穴田三三九番の一、三四〇番のうち一のうち、三四〇番の三、三四〇番の六及びこれに伴う道路、水路の国有地の一部を字四反田に変更

清谷字四反田六三一番の一のうち、六三一番の二、六三七番のうち、六三八番の一、六三八番の二のうち、六三九番のうち、六四〇番、六四一番の二、六四一番の三、字下前河原六六〇番の二及びこれに伴う道路、水路の国有地の一部を字与三治に変更

清谷字三治六四四番の四のうち、六四四番の五のうち、六四四番の六、六四六番のうち、六五七番のうち、六五八番のうち、字上前河原六九四番のうち、六九八番の一つのうち、六九九番のうち、七〇〇番の一、七〇〇番の二、七〇一番のうち、七〇一番の二のうち、字下沢地七八八番のうち及びこれに伴う道路、水路の国有地の一部、大塚字砂田三七一番のうち、三七二番のうち及びこれに

伴う水路、堤塘の一部を字下前河原に変更  
清谷字下前河原六七一一番のうち、字大石橋六八四番の三のうち、六八四番の一のうち、六八四番の二のうち、字北田七〇九番のうち、七一〇番のうち、七一一番の二のうち、七一二番の二のうち、七一九番の二のうち、字下沢地七五七番の一のうちから七五九番の一のうちまで及びこれに伴う道路、水路、堤塘の国有地の一部を字上前河原に変更

清谷字大石橋六八四番の一のうち、六八四番の二のうち、六八四番の三のうち、六八五番字上前河原六八六番、六八七番、六八八番のうち、六八九番、六九〇番、七〇三番の一のうち、七〇六番の二のうち、福庭字中井田四七五番の一、四七五番の二及びこれに伴う道路、水路、堤塘の国有地の一部を字北田に変更

清谷字森三九二番の五のうち、三九二番の一のうち、三九二番の八のうち、三九二番の七のうち、三九二番の二、

大塚字下沖三五三番の一、三五八番のうちの一、三五九番、三六〇番の二、三六〇番の三、三六一番の一及びこれに伴う道路、水路の国有地の全部を字大樋口に変更  
羽合町大字田後  
字森三九二番の三、三九二番の五のうち、三九二番の六、三九二番の一〇、三九二番の一一、倉吉市清谷字淵ノ上三二七番の一、三二七番の二、三二八番、三二九番のうち、三三〇番のうち、三三一番の二のうち及びこれに伴う水路の国有地の一部を字二ノ森に変更

#### 鳥取県告示第五百号

林業種苗法(昭和十四年法律第十六号)第八条第一項の規定に基づき、母樹林の指定を解除したので、同法同条第二項において準用する同法第四条の規定により次のとおり告示する。

昭和三十九年八月二十一日

鳥取県知事 石破二朗



家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、豚コレラ予防注射を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき豚の所有者に対しても注射を受けることを命ずる。

昭和三十九年八月二十一日

鳥取県知事 石破二朗

供する。

### 鳥取県告示第五百二号

昭和三十九年六月十三日付けで羽合土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（暗渠排水）事業については、審査の結果その計画を適当と認めたので土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第八条の規定により、次のように土地改良事業計画書及び定款の写しを縦覧に供する。

### 鳥取県告示第五百三号

昭和三十九年八月二十七日から九月二十六日まで

五 注射の方法 豚コレラ予防液皮下注射

十八日  
二十四日  
二十六日

三十一日  
七月  
九日  
十四日  
十五日  
十六日  
十七日

倉吉市  
溝口町  
鳥取市  
青谷町  
鳥取市  
岩美町  
国府町  
鹿野町

松本 //  
各種鶏場巡回

中村種鶏場

十八日  
鳥取市  
青谷町  
鳥取市  
倉吉市  
鳥取市  
青谷町  
鳥取市  
青谷町  
鳥取市  
東伯郡羽合町  
関金町

二十一日  
二十二日  
二十四日  
二十五日  
二十六日  
二十八日  
三十日  
三十一日  
二十七日  
八日

鳥取市  
青谷町  
鳥取市  
倉吉市  
鳥取市  
青谷町  
鳥取市  
倉吉市  
鳥取市  
東伯郡羽合町  
関金町

二十一日  
二十二日  
二十四日  
二十五日  
二十六日  
二十八日  
三十日  
三十一日  
二十七日  
八日

鳥取県知事 石破二朗

貢段行

「配偶者及び子」 「配偶者及び子」

正

一 縦覽期間

昭和三十九年八月二十四日から二十日間とする。

二 縦覽場所

東伯郡羽合町大字長瀬 羽合土地改良区事務所

三 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に對し異議があるときは、縦覽期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

正 誤

昭和三十九年八月七日付け鳥取県告示第四百七十号中次の箇所に誤りがあつたので訂正する。

貢段行 誤 正

二上一

字田浜

字西浜

昭和三十九年八月十一日付け鳥取県人事委員会規則第二十七号中次の箇所に誤りがあつたので訂正する。

六上八 「配偶者及び子」 「配偶者及び子」  
昭和三十九年八月十一日付け鳥取県人事委員会規則第二十八号中次の箇所に誤りがあつたので訂正する。  
貢段行 誤  
六下六 改正する 改正する

昭和四年四月十五日第三種郵便物認定  
発行日 火、金

行者 鳥取県鳥取市東町一丁目  
印 刷 所 鳥取県鳥取市栗谷町  
(定価 一部月額二五〇円 (配達料共) 一所